

- 指示事項 -

所沢航空記念公園管理事務所

- 1 公園内では全面禁煙を遵守すること。イベント参加者等が喫煙しないように指導すること。
- 2 事前に告知看板を設置し、一般公園利用者に催しの開催を周知すること。また、行為終了後は、速やかに撤収すること。
- 3 参加者・関係者には、電車・バス等の公共交通機関を利用するよう事前に周知をすること。
- 4 園内のジョギング・ウォーキングコースを利用しないこと。
- 5 設定するコースの各辻に保安員を配置し、一般公園利用者との事故を未然に防止するよう努めること。また、園路に広がって走るなど、一般公園利用者・公園内作業の妨げとなるようなことがないよう参加者への指導・誘導にも努めること。
- 6 バイク・自転車等による前走・伴走をしないこと。
- 7 駐車場の混雑が予想される場合には、駐車場に警備員や係員を配置して整理に当たること。また、周辺道路に渋滞が発生した場合には、その解消にも努めること。
- 8 駐輪場の混雑が予想される場合には係員を配置し、一般利用者の通行を妨げないように整理・誘導をすること。
- 9 園路上に器材等を設置しないこと。
- 10 主催者は参加者の体調管理に努めること。
- 11 給水施設が必要な場合は、主催者が自ら設置すること。その際、公園内の水道を使用しないこと。
- 12 テントなどの設置物は強風等であおられて飛ばされないよう固定すること。
- 13 待機場所周辺の休憩施設や水道施設などを占有しないこと。

